

平成 26 年度北海道公立大学法人札幌医科大学の財務諸表及び利益処分に係る 知事の承認に関する評価委員会意見について

1 財務諸表に係る知事の承認に関する意見について

(1) 法的根拠

地方独立行政法人法第 34 条第 1 項の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）は、財務諸表を当該事業年度の終了後 3 ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、同第 3 項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

(2) 評価委員会の意見

財務諸表について、法規性の遵守、表示内容の適正性等を確認した結果、疑義等が認められなかったことから、公立大学部会としては、「特に意見なし」とする。

2 利益処分に係る知事の承認に関する意見について

(1) 法的根拠

地方独立行政法人法第 40 条第 3 項の規定に基づき、法人から知事に対して申請のあった利益処分（会計基準に定める目的積立金）について、同第 5 項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。

(2) 利益処分に係る法人からの申請

当期総利益 153,316,442 円

○ 目的積立金（法人申請額） 153,316,442 円

使途 「全学的観点に立ち、教育・研究・診療の質の向上、社会貢献及び組織運営の改善に充てる。」

○ 積立金（当期総利益－目的積立金） 0 円

(3) 知事の承認案

法人の申請額に同じ

(4) 評価委員会の意見

利益処分について、確認した結果、経営努力認定基準等に基づいたものと認められることから、公立大学部会としては、知事の承認案について、「特に意見なし」とする。

(案)

平成27年 月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道地方独立行政法人評価委員会
委員長 北野 邦尋

北海道公立大学法人札幌医科大学の平成26年度財務諸表の承認に係る意見
について

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第34条第3項の規定に基づく北海道地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

意見なし